

主治医の診断書及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準（行政処分の基準）

診断書又は臨時適性検査の結果の内容		主治医の診断書を踏まえた判断	臨時適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
アルツハイマー型認知症		取消し	取消し	—
血管性認知症		取消し	取消し	—
前頭側頭型認知症（ピック病）		取消し	取消し	—
レビー小体型認知症		取消し	取消し	—
その他の認知症	6月（〇月）以内に回復する見込みがある（※）	免許停止（〇月間）	免許停止（〇月間）	別添2適性検査受検命令・診断書提出命令にて対応。
	6月以内に回復する見込みがない（※）	取消し	取消し	—
	回復の見込みがない	取消し	取消し	—
	上記以外	取消し	取消し	—
認知症ではないが認知機能の低下が見られ今後認知症となるおそれがある ・「軽度の認知機能の低下が認められる」 ・「境界状態にある」 ・「認知症の疑いがある」		運転可	運転可	6月～1年後

※ 回復の見込みがあると診断される可能性がある認知症の原因としては、以下のものがあげられる。

・甲状腺機能低下症 ・脳腫瘍 ・慢性硬膜下血腫 ・正常圧水頭症 ・頭部外傷後遺症 等